

2026年6月26日

各位

ゲンダイエージェンシー株式会社
代表取締役 社長CEO 大島 克俊
(コード番号: 2411)
問い合わせ先 取締役CFO 両角 正人
TEL 03-5308-9888(代表)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の通り、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月24日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 360,000株
(3) 処分価額	1株につき447円
(4) 処分総額	160,920,000円
(5) 割当予定先	当社取締役（社外取締役を除きます。） 3名 240,000株 執行役員 6名 120,000株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年4月17日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）及び当社の取締役を兼務しない執行役員が当社株式を所有することで当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2026年6月26日開催の第31回定時株主総会において、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年400,000株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額200百万円以内とすること等につき、ご承認をいただいております。ただし、当該報酬枠は、原則として、5事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度40百万円以内での支給であること、発行又は処分される当社の普通株式は80,000株を上限とすることに相当すると考えております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事

情を勘案し、対象取締役3名及び執行役員6名（以下、総称して「対象取締役等」といいます。）に対し、金銭報酬債権合計160,920,000円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、対象取締役等が、当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式360,000株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位からも退任、辞任若しくは退職する日までとしております。

<株式割当契約の概要>

当社は、対象取締役等との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役等は、本割当株式の払込期日（以下、「本払込期日」といいます。）から当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位からも退任、辞任若しくは退職（取締役に就任する場合を除く）する日又は本払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本払込期日が当社の事業年度開始後6ヵ月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

本払込期日から2031年の当社の定時株主総会終結の時までの期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、取締役は継続して当社の取締役の地位に、執行役員は継続して当社の執行役員又は取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役等が、本譲渡制限期間中に、正当な理由により退任、辞任若しくは退職又は死亡により退任、辞任若しくは退職した場合、対象取締役等が保有する本割当株式のうち本払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役等が取締役又は執行役員の地位を退任、辞任若しくは退職した日を含む月までの月数を60で除した数（但し、計算の結果1を超える場合は、1とします。）に、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

本役務提供期間中、正当な理由によらず、取締役は当社の取締役の地位を、執行役員は当社の執行役員又は取締役のいずれの地位からも退任、辞任若しくは退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合におい

ては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日(以下、「組織再編等承認日」といいます。)を含む月までの月数を60で除した数(但し、その数が1を超える場合は、1とします。)に、組織再編等承認日において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数(但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。)の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

対象取締役等は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものいたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前取引日(2026年6月25日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である447円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上